

# 動物取扱業の規制が変わります

動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、令和2年6月1日以降は、以下のように変わります。

## 改正の4つのポイント



### 動物取扱責任者 要件の厳格化

動物取扱責任者の要件が変わります。  
以下の要件のいずれかを満たすこと。

- ◆ 獣医師
- ◆ 愛玩動物看護師
- ◆ 実務経験等 + 教育機関の卒業
- ◆ 実務経験等 + 資格

現在、実務経験のみで動物取扱責任者となっている方は、令和5年5月末日までに教育機関の卒業又は資格の取得が必要です。



### 帳簿の備付け 対象業者の拡大

動物に関する帳簿の備付け義務が、以下の業者にも適用されます。

(改正前) 犬猫等販売業者のみ



(改正後) 販売業者、貸出し業者、展示業者

対象業者は毎年5月30日までに、年度中に新たに所有、販売、死亡した動物の数などを保健所長に報告することが義務付けられます。



### 事業所での対面 説明等の義務化

消費者に動物を販売する場合には、あらかじめ、事業所において、動物の状況を直接見せ、対面により動物の適正飼養のために必要な情報を説明することが義務づけられました。



### 登録拒否 要件の追加

動物取扱業の登録拒否の要件が追加されました。申請者、法人役員、使用人\*、動物取扱責任者が要件に該当する場合には、動物取扱業の登録を受けることができません。

使用人\*とは、申請者の使用人であって、事業所の業務を統括する者をいい、店長などの立場の方が該当します。

詳しくは最寄りの保健所（地域振興局健康福祉（環境）部）又は動物愛護センターにお問い合わせください。



新潟県

**（動物取扱責任者）**

**法第22条** 第1種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有する者のうちから、動物取扱責任者を選任しなければならない。

**（動物取扱責任者の選任）**

**規第9条** 法第22条第1項の動物取扱責任者は、次の要件を満たす職員のうちから選任するものとする。

- 一 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
  - イ 獣医師法第3条の免許を取得している者であること。
  - ロ 愛玩動物看護師法第3条の免許を取得している者であること。
  - ハ 営もうとする第1種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、営もうとする第1種動物取扱業の種別に係る知識及び技術について1年間以上教育する学校その他の教育機関を卒業していること（学校教育法による専門職大学であって、当該知識及び技術について1年以上教育するものの前期課程を修了していることを含む。）。
- 二 営もうとする第1種動物取扱業の種別ごとに別表下欄に定める種別に係る半年間以上の実務経験（常勤の職員として在職するものに限る。）又は取り扱おうとする動物の種類ごとに実務経験と同等と認められる1年間以上の飼養に従事した経験があり、かつ、公平性及び専門性を持った団体が行う客観的な試験によって、営もうとする第1種動物取扱業の種別に係る知識及び技術を習得していることの証明を得ていること。

**（動物に関する帳簿の備付け等）**

**法第21条の5** 第1種動物取扱業者のうち動物の販売、貸出し、展示その他政令で定める取扱いを業として営む者（以下「動物販売業者等」）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引き渡しをした日又は死亡した日その他環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 動物販売業者等は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
  - 一 当該期間が開始した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
  - 二 当該期間中に新たに所有し、又は占有した動物の種類ごとの数
  - 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた動物の当該事実の区分ごと及び種類ごとの数
  - 四 当該期間が終了した日に所有し、又は占有していた動物の種類ごとの数
  - 五 その他環境省令で定める事項

**（動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け）**

**規第10条の2** 法第21条の5第1項の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該動物の品種等の名称
  - 二 当該動物の繁殖者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
  - 三 当該動物の生年月日
  - 四 当該動物を所有し、又は占有するに至った日
  - 五 当該動物を当該動物販売業者等に販売した者又は譲渡した者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
  - 六 当該動物の販売又は引渡しをした日
  - 七 当該動物の販売又は引渡しの相手方の氏名又は名称及び登録番号又は所在地
  - 八 当該動物の販売又は引渡しの相手方が動物の取引に関する関係法令に違反していないことの確認状況
  - 九 販売業者にあつては、当該動物の販売を行った者の氏名
  - 十 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第21条の4に規定する情報提供及び第8条第6号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況
  - 十一 貸出業者にあつては、当該動物に関する第8条第8号に規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間
  - 十二 当該動物が死亡した日
  - 十三 当該動物の死亡の原因
- 2 前項に規定する事項を帳簿に記載する場合には、動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）はその所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種ごとに当該事項を帳簿に記載するものとする。